

出産者（出産予定者）本人に対する休業・支援金等

業務を行っている（休業していない）期間における妊婦・育児支援

妊娠

産休開始

出産

産休終了

子ども
1歳

子ども
3歳

子ども
小学校入学

子ども
小3終了

子ども
小学校卒業

東
工
大
支
援

- (1) 保健指導・健康診査（職務専念義務免除）
- (2) 通勤緩和（職務専念義務免除）
- (3) 休息・捕食（職務専念義務免除）
- (4) 業務軽減等
- (5) 超過勤務免除/制限
- (6) 深夜勤務免除
- (7) 休日勤務免除

- (1) 保健指導・健康診査（職務専念義務免除）

(8) 産前休業

(9) 産後休業

- (5) 超過勤務免除/制限
- (6) 深夜勤務免除
- (13) 育児休業（期間は雇用形態による）
- (14) 保育時間
- (15) 子の看護休暇
- (16) 育児短時間勤務（期間は雇用形態による）
- (17) 育児時間
- (18) 早出遅出勤務
- (19) 東工大ベビーシッター派遣支援事業（障害児は中学生まで）
- (20) 内閣府ベビーシッター派遣事業割引券
- (21) 学内保育所（2歳児(3歳になった年度末)まで）
- 学内託児スペース利用

(22) 任期付教員の任期の特例（産休・育休期間分）

(23) 産休・育休中代替非常勤講師(学期毎)の業務委託費支援

(24) アシスタント配置プログラム（申請→採択 産休・育休中は、特別な事情の場合支援対象）

(28) 女性休養室利用（妊娠・出産・育児にかかわらず、いつでも使えます。）

(29) 相談・質問窓口：様々な制度に関する相談を受けています。

(25) 出産費

(26) 育児休業給付金

(27) 産休・育児休業中の共済掛金免除

文部科学省
共済

自治体
・
私企業

- (31) 認可保育所
- (32) 認証保育所など
- (35) 一時保育
- (34) 病児・病後児保育

(36) ファミリー・サポート・センター

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー

パートナーが出産した（または、養子を迎えた）場合の休業・支援金等

業務を行っている（休業していない）期間における育児支援

妻の
産休開始

出産

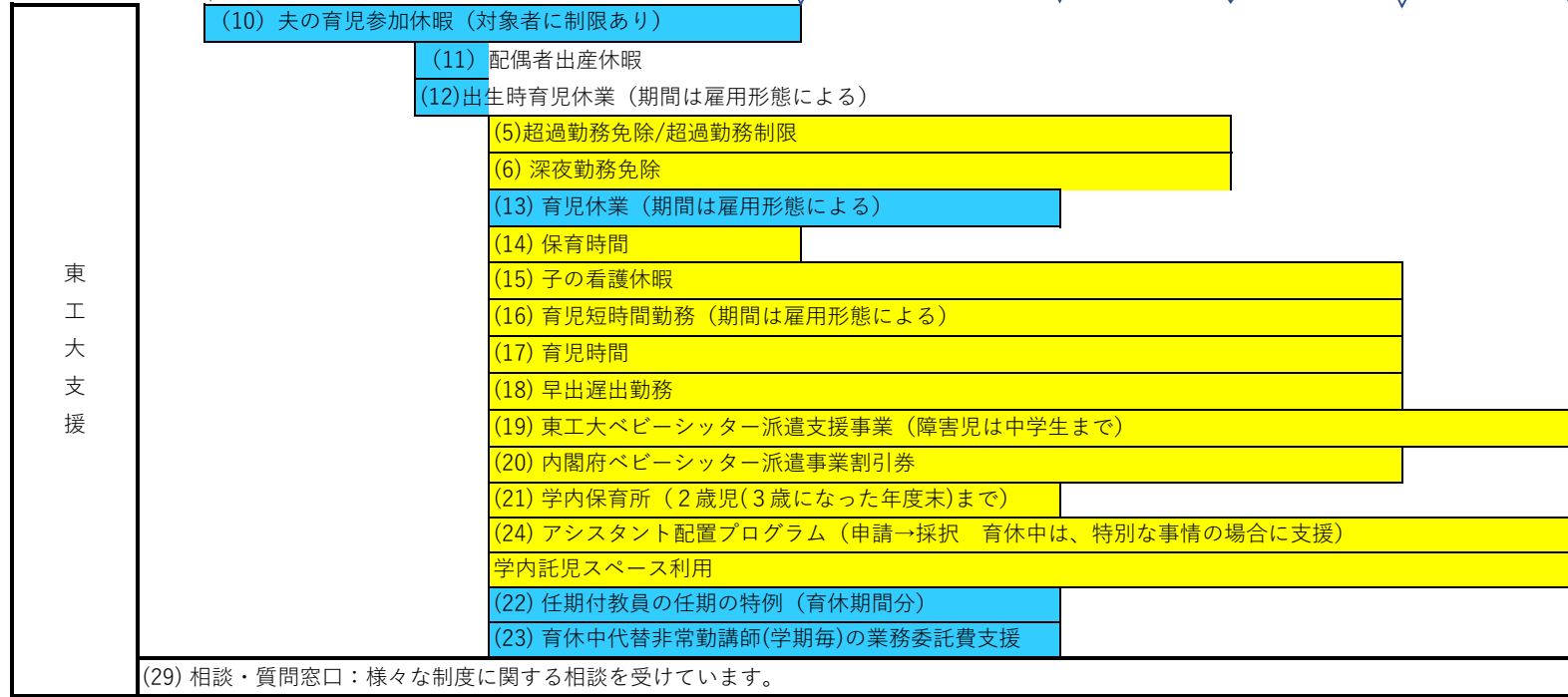
子ども
1歳

子ども
3歳

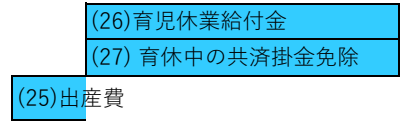
子ども
小学校入学

子ども
小3終了

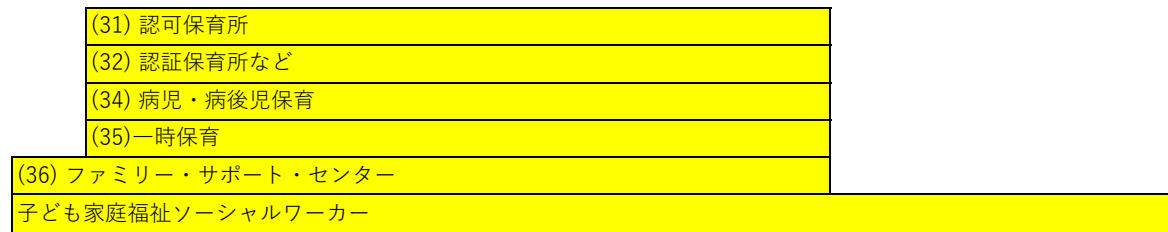
子ども
小学校卒業



文部科学省
共済



自治体
・
私企業



育児支援一覧

1.東工大 学内制度

(1) 保健指導・健康診査（職務専念義務免除）

①妊娠満23週まで：4週に1回，②妊娠満24週から週35週まで：2週間に1回，③妊娠満36週から出産まで：1週間に1回，
④産後1年まで：その間に1回。医師等の特別の指示があればその回数で必要と認められる時間。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：無給

(2) 通勤緩和（職務専念義務免除）

保健指導等に基づき，勤務時間の始め又は終わりにつき，1日1時間を超えない範囲内。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：無給

(3) 休息・補食（職務専念義務免除）

保健指導等に基づき，必要と認められる時間。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：有給

(4) 業務軽減等

妊産婦：請求した場合，業務の軽減，または軽易な業務に就くことが可能。

(5) 超過勤務免除/制限

妊産婦及び育児中（子が3歳に達する日まで）：請求した場合，超過勤務は命ぜられない。

育児中（小学校就学まで）：請求した場合，超過勤務は1か月24時間まで，1年150時間まで。

(6) 深夜勤務免除

妊産婦及び育児中（小学校就学まで）：請求した場合，深夜（22:00-5:00）の勤務は命ぜられない。

(7) 休日勤務免除

妊産婦：請求した場合，休日の勤務は命ぜられない。

(8) 産前休暇

出産予定日から6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前までの申出期間。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：有給

(9) 産後休暇（就業させてはならない期間）

出産の翌日から8週間（本人が申し出，医師が支障がないと認めた業務に就く場合は6週間で復帰可能）。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：有給

(10) 夫の育児参加休暇

妻の産前休暇期間から当該出産の日以降1年を経過する日までの期間に未就学の子※を養育する場合，10日以内（時間単位の分割使用可能）。※産前：上の子，産後：出産にかかる子及び上の子

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：有給

(11) 配偶者出産休暇

妻の出産（妊娠満12週以降の流産・切迫早産を含む）に伴う入退院の付添い等を行う場合，入院の日から出産後2週間までの2日以内（時間単位の分割使用可能）。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：有給

(12) 出生時育児休業（産後パパ育休）

育児休業とは別に，子の出生の日又は出産予定日のいずれか遅い方から後8週間以内に4週間まで取得可能な休業。休業中の就業は不可。同一の子（双子以上の場合も，これを同一の子とみなす）について1回（2回に分割して取得するときは2回。ただし，まとめて申し出ることが必要）。期間延長は一の出生時育児休業につき1回に限り可。ただし，有期雇用の場合は，申し出時において以下の要件を満たす場合に限る。

① 1年以上引き続き雇用されている者。

② 出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに、その雇用期間（雇用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者。

常勤：無給 無期雇用：無給 有期雇用：無給 ※給付金制度あり。

(13) **育児休業**

常勤・無期雇用

子が3歳に達する日までに原則として2回。期間延長は原則として1回に限り可。父母が交代又は同時に取ることも可能。休業中の就業は不可。

有期雇用

子が1歳に達する日までに原則として2回。（父母ともに取得の場合には、1歳2か月まで）。期間延長は原則として1回に限り可。ただし、申し出時において以下の要件を満たす場合に限る。休業中の就業は不可。

① 1年以上引き続き雇用されている者。

② 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（1歳6か月に達するまでに雇用期間が満了し、かつ雇用期間の更新がないことが明らかな者を除く）。

常勤：無給 無期雇用：無給 有期雇用：無給 ※給付金制度あり。

(14) **保育時間**

子が1歳に達するまで。授乳・保育園送迎等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内。

所属長がやむを得ない事情があると認めた場合は、1日の2回分を連続させて1時間として認めることができる。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：無給

(15) **子の看護休暇**

子が小学校第3学年を修了するまで。子を看護（予防接種等を含む）する場合、年5日（子が2人以上なら10日）以内（時間単位の分割使用可能）。

常勤：有給 無期雇用：有給 有期雇用：無給

(16) **育児短時間勤務**

子が小学校第3学年を修了するまで。（有期雇用職員は3歳に達する日まで）

ただし、1日の所定勤務時間が6時間以下の無期雇用職員及び有期雇用職員は制度対象外。

教員：週3日勤務で通常業務の概ね3/5を担当。勤務日数（週3日）に見合った業務担当になるよう調整、周囲が配慮する（学内外の委員等を担当させない等）。

職員：① 3時間45分/日×週5日、② 4時間55分/日×週5日、③ 5時間45分/日×週5日、④ 7時間45分/日×週3日、⑤ 7時間45分/日×週2日+3時間55分/日×週1日。

常勤：減額 無期雇用：減額 有期雇用：減額

(17) **育児時間**

子が小学校第3学年を修了するまで。勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間以内（保育時間を取得している場合はその時間を減じる）、30分単位。裁量労働制の者は、業務の時間配分が委ねられているため申出不要。

常勤：無給 無期雇用：無給 有期雇用：無給

(18) **早出遅出勤務**

子が小学校第3学年を修了するまで。勤務時間を前又は後に15分単位でシフトした勤務時間とするもの。

限度：早出 7:30-16:15 / 遅出 9:30-18:15

(19) **東工大ベビーシッター派遣支援事業**

子が57日目～小学校6年生まで（障害児は中学生まで）。勤務のため一時的に保育者が必要な場合、構内又は自宅へベビーシッターする費用の一部を支援。

(20) **内閣府ベビーシッター派遣事業割引券**

子が0歳～小学校3年生まで（原則）。内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」で、対象者が割引券を利用することで1日のシッター料金から一枚あたり2,200円の割引を受けられる制度。

- (21) **学内保育所**
国内外の遠方からの着任時や産休・育休明けに保育所に入れない0歳～3歳の誕生日を迎えた年度末までの子を対象にした保育所。利
- (22) **任期付教員の任期の特例**
常勤
任期付き教員が申し出た場合、産前・産後休暇及び30日以上の子育休期間は、特例として任期に含めない場合がある。

問い合わせ先、詳細等（学内限定）
休暇等
<https://www.iinjika.iim.titech.ac.jp/tebiki/kyuka.html>
出産・育児休業
<https://www.iinjika.iim.titech.ac.jp/tebiki/syussan.html>
- (23) **産休・育休中代替非常勤講師(学期毎)の業務委託費支援**
産休・育休を取得する教員の代替非常勤講師を措置する費用を支援。 **対象者：教員**
- (24) **アシスタント配置プログラム**
妊娠中～育児中。技術支援員・教務支援員・事務支援員・TA・RA・派遣スタッフの雇用経費を支援。 **対象者：教員・研究員**
- (25) **出産費**
50万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関の場合は48.8万円）。直接支払制度を利用する場合は、窓口負担が軽減される。
- (26) **育児休業給付金**
育児休業開始時の賃金日額×支給日数※×67%（休業開始から6か月経過後は50%、上限あり）。
※休業終了日が属する月以外、支給日数は1か月30日と計算
支給期間：子が1歳（パパママ育休プラスの場合は1歳2か月）に達する日の前日までの休業期間（最大1年）。
一定の要件を満たす場合は1歳6か月または2歳に達する日の前日までの休業期間。 **雇用保険**
- (27) **産休・育休中の共済掛金免除**
産休・育休中は申出により共済掛金免除。
- (28) **女性休養室利用**
妊娠中の休憩や授乳等に限らず、体調不良時の一時的休養等のために利用できる部屋を各部署で整備。
女性等活躍支援部門にて情報を提供。
- (29) **相談・質問窓口**
内容に応じた窓口があり、女性の相談員もいる。
保健管理センター : <https://www.titech.ac.jp/student-support/about/organization/institute-wide-support-centers/or>
ハラスメント対策（学生） : <https://www.titech.ac.jp/0/students/counseling/harassment>
研究支援等 : <https://www.gec.iim.titech.ac.jp/support.html>
- (30) **文部科学省共済福利厚生事業**
福利厚生サービス「ベネフィット・ワン」が提供するベネフィットステーションが利用可能。
（文部科学省共済組合員対象）

ベネフィットステーション : <https://bs.benefit-one.co.jp/bs/pages/bs/top/top.faces>
文部科学省共済組合 : <https://www.monkakyosai.or.jp/>

2. 学外制度

お住まいの市区役所等によって名称やサービスが異なります。

- (31) 認可保育所
- (32) 認証保育所など
- (33) 課程福祉員（保育ママ）
- (34) 病児・病後児保育
- (35) 一時的な保育
- (36) ファミリー・サポート・センター

問い合わせ先

各市区役所等にお問い合わせください。